

座間市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第9項の規定に基づく財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置の通知があったので、同条第14項の規定によりその通知を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

座間市監査委員 上原昌弘

座間市監査委員 上沢本尚

座企発第80号
令和5年3月17日

座間市監査委員
上原昌弘 殿
上沢本尚 殿

座間市長 佐藤 弥斗

令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項に基づき、次のとおり通知します。

事務担当：企画財政部企画政策課企画政策係

令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置

監査結果で指摘された各事項について、次のとおり措置を講じた。

(担当課：市民協働課)

1 所管課関係について

(1) 指導事項アについて

利用承認の適切さを確保するため、当課が半期ごとに申請書の現物を確認することにした。

利用料金の還付、利用料金の減免については、適正に取り扱われているかを確認するため、毎月行われる月次報告の報告事項に追加することにした。

いずれも令和5年4月分の報告から実施する。

(2) 指導事項イについて

書面により全ての再委託等をリスト化した上で申請を受け、承諾書を作成して承認した。

(3) 所管課関係 指導事項ウについて

収支の状況を把握するため、市民交流プラザ部分の収支について、毎月の月次報告会でより詳細に報告を受けることとし、令和5年4月分の報告から実施する。

(4) 所管課関係 指導事項エについて

年度協定書の記載を見直し、支払い方法を分割・前払いとして明記した年度協定を令和5年度から締結することとした。

2 指定管理者関係について

(1) 指導事項アについて

当課と指定管理者とで協議を行い、還付・減免について月次報告の報告事項に追加するとともに、申請書については当課が半期ごとに現物を確認することとし、令和5年4月分の報告から実施する。

(2) 指定管理者関係 指導事項イについて

当課と指定管理者で協議を行い、市民交流プラザ部分の経費について、毎月の月次報告会でより詳細に報告することとし、令和5年4月分の報告から実施する。